

## ■ 大阪府福祉のまちづくり条例の改正等の進め方について

大阪府では平成 5 年に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）」を、全国に先駆けて施行し、府民や事業者の皆様にご理解をいただき、福祉のまちづくりを進めてまいりました。

以後、条例については平成 15 年にその対象施設・基準を大きく見直してから、すでに 10 年が経過しております。（平成 21 年の改正はバリアフリー法との関係を整理し位置づけたものであり、対象施設等については、ほぼ従前通りのままでした。）

条例については、適宜その施行状況について点検を行い、必要に応じて改正も含め、条例の規定とその施策について必要な見直し（スパイラルアップ）を図っていきたいと考えております。

当部会においては、昨年度から引き続き、この 10 年の社会情勢の変化等により、条例が対象としている用途・規模、またその基準が現在において適切であるかの点検を行っているところです。

その観点から、点検を受けて明らかとなった条例及びそれに関連する施策の課題を整理し、早急に対応が必要なものは第 1 次として今年度中、審議会等においてまだ議論が必要な課題については第 2 次として来年度に条例改正案の府議会提案を目指し、議論を深め、作業を進めていきたいと考えております。（下記スケジュール参照）

審議会及び部会の委員におかれましては、今年度中に改正案を取りまとめるべき課題は「大阪府福祉のまちづくり審議会」及び「大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会」においてご決定をいただきたいと存じますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 今後の条例改正等 検討スケジュール

平成 26 年

7/22 第 4 回検討部会（昨年度に引き続き開催。今年度 1 回目）

8/26 第 5 回検討部会

9/16 審議会（条例改正（第 1 次）骨子の案確定）

10 月～11 月 パブリックコメント

12 月 議会へ条例改正（第 1 次）案を提案

平成 27 年

1 月以降 引き続き条例改正（第 2 次）に向け議論が必要な課題について検討を継続

2 月 第 6 回検討部会